

山鹿市固定資産税等返還金支払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 3 号

山鹿市固定資産税等返還金支払規則の一部を改正する規則

山鹿市固定資産税等返還金支払規則（平成 1 7 年山鹿市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、都市計画税及び国民健康保険税（資産税に係る部分に限る。）を「及び都市計画税（」に改める。

第 3 条中「1 0 か年度」を「1 0 年度」に改める。

第 4 条第 2 項中「及び国民健康保険税賦課台帳」を削り、同条第 3 項中「年 5 パーセント」を「当該過誤納金の納付があつた年度に応じた民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 4 0 4 条に規定する法定利率（以下「法定利率」という。）」に改める。

第 5 条第 1 号中「固定資産課税台帳等」を「固定資産課税台帳」に改め、同条第 2 号中「5 / 1 0 0」を「法定利率」に改める。

第 8 条中「保存」を「保存期間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、この規則の施行の日以後の返還金について適用し、同日前の返還金については、なお従前の例による。